

別記

(表)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

土岐市本人通知制度登録申込書

あて先 土岐市長

土岐市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

	申込日	年 月 日
申込者	区分	☐ 登録対象者本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	フリガナ	
	氏 名	生年月日 (年 月 日)
	住 所	
	電話番号	
登録対象者	フリガナ	
	氏 名	☐ 申込者と同じ 生年月日 (年 月 日)
	住 所	☐ 申込者と同じ
	電話番号	☐ 申込者と同じ
	本制度 対象住所	☐ 申込者住所と同じ ☐ 該当なし ☐ 申込者住所と別 (土岐市)
	本制度 対象戸籍	☐ 該当なし 本籍地 土岐市 筆頭者

注 1 裏面の内容をよくお読みください。

注 2 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレを記入してください。

注 3 次の書類を提出してください。

- (1) あなたが申込者本人であることを証明する書類 (個人番号カード、運転免許証、旅券等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類。ただし、本市の公簿等で事実が判明する場合は不要。
- (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」)

※次の欄は記入しないでください。

受付	入力	照合	本人等の確認書類		備考
			☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()	
登録日		年 月 日			

(裏)

土岐市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、土岐市において、この制度により登録した者に係る住民票の写し及び住民票記載事項証明書（除票を含む。戸籍の表示のあるものに限る。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍謄抄本及び戸籍記載事項証明書（除籍を含む。）（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

(注) 本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属するもの （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に土岐市住民票の写し等交付通知書を送付します。
3. 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ・住民票の写し等の交付年月日
 - ・交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
 - ・交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者）
4. 登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。
5. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録希望者又は登録者が疾病等により直接、申込みをすることができない場合
 - (2) 他の市町村に居住している場合
6. 郵便等による登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、登録者本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本）、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。
7. 転出、転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
8. 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。